

事も我心より外のことものやある、事の心をしらぬは、いとかひなし、あさゆふによ。そのたから。をかぞふるになんあるべきなどとき給ひし、略下

〔源平盛衰記 二十三〕頼朝鎌倉入勸賞附平家方人罪科事

山内瀧口三郎同四郎ハ、廻文ノ時富士ノ山トタケクラベ、略中ナンド、悪口シタリシ者也、大庭

ニ召出サレタリ、佐殿宣ケルハ、汝ガ父俊綱并ニ祖父俊通ハ、共ニ平治ノ亂ノ時、故殿ノ御伴ニ候

テ、討死シタリシ者也、其子孫トテ殘留レリ、我世ヲ知ラバ、イカニモ糸惜シテ世ニアラセ、祖父親

ガ後世ヲモ弔ハセントコソ深ク思ヒシニ、盛長ニ逢テ種々ノ悪口ヲ吐、剩景親ニ同意シテ、頼朝

ヲ射シ條ハ、イカニ富士山ト長並ベト云シカ共世ヲ取事モ有ケリトテ、土肥次郎ニ仰セテ、速ニ

首ヲ刎ヨト下知シ給フ

〔平家物語 五〕都ガヘリノ事

さしもよこがみをやぶられし。太政の入道殿清盛さらば都ガヘリあるべしとて、同じき十二月

〔太平記 九〕足利殿御上洛事

其上誓言ハ神モ不受トコソ申習ハシテ候へ、設ヒ偽テ起請ノ詞被載候共、佛神ナドカ忠烈ノ志

ヲ守ラセ給ハデ候ベキ、就中御子息ト御臺トハ、鎌倉ニ留置進セラレン事、大儀ノ前ノ少事ニテ

候へバ、強ニ御心ヲ可被煩ニ非ズ、

〔太平記 九〕足利殿御上洛事

大行ハ不願細謹トコソ申候へ、此等程ノ少事ニ可有猶豫アラズ、兎モ角モ相模入道ノ申儘ニ

隨テ、其不審ヲ令散御上洛候テ後、大儀ノ御計略ヲ可被回トコソ存候へト被申ケレバ、足利殿此

道理ニ服シテ、御子息千壽王殿ト、御臺赤橋相州ノ御妹トヲバ、鎌倉ニ留置奉リテ、一紙ノ起請文